

2026年度 第1回 あいち森と緑づくり委員会

次 第

日 時：2026年7月6日（月）

14時から15時30分まで

場 所：愛知県庁本庁舎 2階 講堂

1 開会

2 新任委員自己紹介

3 委員長、副委員長選出

4 内容

- | | |
|-------------------------------|--------|
| （1）あいち森と緑づくり事業について | ・・・資料1 |
| （2）2025年度事業実績及び2026年度事業計画について | ・・・資料2 |
| （3）2025年度事業の取組状況について | ・・・資料3 |
| （4）今後のスケジュールについて | ・・・資料4 |

5 意見交換

6 閉会あいさつ

【配付資料】

- 次第、委員名簿、配席図、開催要綱
- 委員会資料：資料1、資料2、資料3、資料4、参考資料

あいち森と緑づくり委員会委員名簿

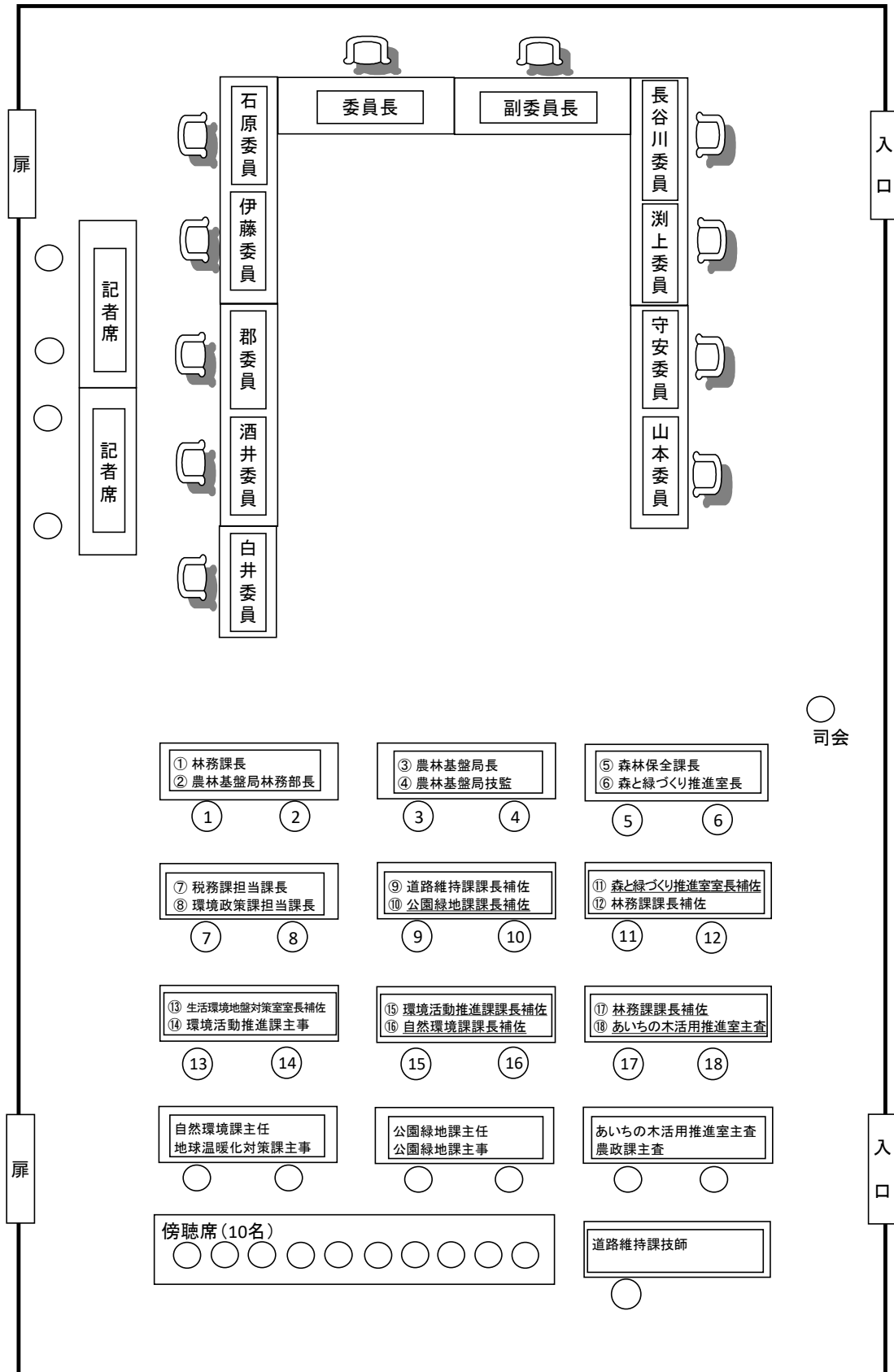
(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
いしはら たかこ 石 原 空 子	公募委員
いとう み 伊 藤 たま真	特定非営利活動法人グリーンアドバイザーあいち 代表
こおり ま り 郡 麻 里	名古屋経済大学 准教授
こたに あ ゆ み 小 谷 亜由美	名古屋大学 准教授
さ か い ようへい 酒 井 陽 平	丸兼林業有限公司 代表取締役
し ら い ひであき 白 井 秀 明	公募委員
は せ が わ やすひろ 長 谷 川 泰 洋	名古屋産業大学 准教授
ふちがみ ゆ う き 渕 上 佑 樹	京都府立大学 准教授
もりやす ゆ う こ 守 安 悠 子	特定非営利活動法人もりの学舎自然学校 理事
やまもと かずきよ 山 本 一 清	名古屋大学 教授

【第10期任期：2026年6月20日～2028年6月19日】

2026年度 第1回 あいち森と緑づくり委員会 配 席 図

2026年7月6日(月) 14時から
愛知県庁 本庁舎 2階 講堂



あいち森と緑づくり委員会開催要綱

(目的)

第1条 森と緑が有する公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策（以下「あいち森と緑づくり事業」）の透明性の確保を図り、あいち森と緑づくり基金条例（平成20年愛知県条例第5号）に規定するあいち森と緑づくり基金（以下「基金」という。）の適正な運用を図るとともに、あいち森と緑づくり事業を効果的に推進するため、あいち森と緑づくり委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会の委員はあいち森と緑づくり事業を効果的に推進するため、次の事項について意見を述べる。

- (1) あいち森と緑づくり事業の計画に関すること。
- (2) あいち森と緑づくり事業の進捗、実績の評価に関すること。
- (3) その他、あいち森と緑づくり事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、有識者その他適当と認められる者（公募により選任された3名以内を含む）から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席又は意見を求めることができる。
- 3 委員長は、会議を開催するにあたり、やむを得ない理由により会議を開くことが困難な場合は、書面により意見を徴することができる。

(会議の公開等)

第6条 委員会は原則として公開とするものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報に該当する情報を含む案件を検討する場合。
- (2) その他委員会が非公開とする旨を議決した場合。
- (3) 前条第3項によるとき。

- 2 会議の傍聴方法については別途定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、愛知県農林基盤局林務部森林保全課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

- 2 会議録及び会議資料は、10年間保存する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

(第1回目の委員会)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回目の委員会は愛知県農林基盤局長が招集する。

附則

この要綱は、平成24年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

あいち森と緑づくり事業について（概要）

資料 1

（１）事業創設の背景

- 森と緑は、環境保全や災害防止をはじめ、様々な働きを有し、私たちは、日々の暮らしの中でその恩恵を受けている。
- しかし、手入れが遅れている森林の増加や都市の緑の減少など、その働きの低下が危惧されている。



2009年4月
あいち森と緑づくり税を導入

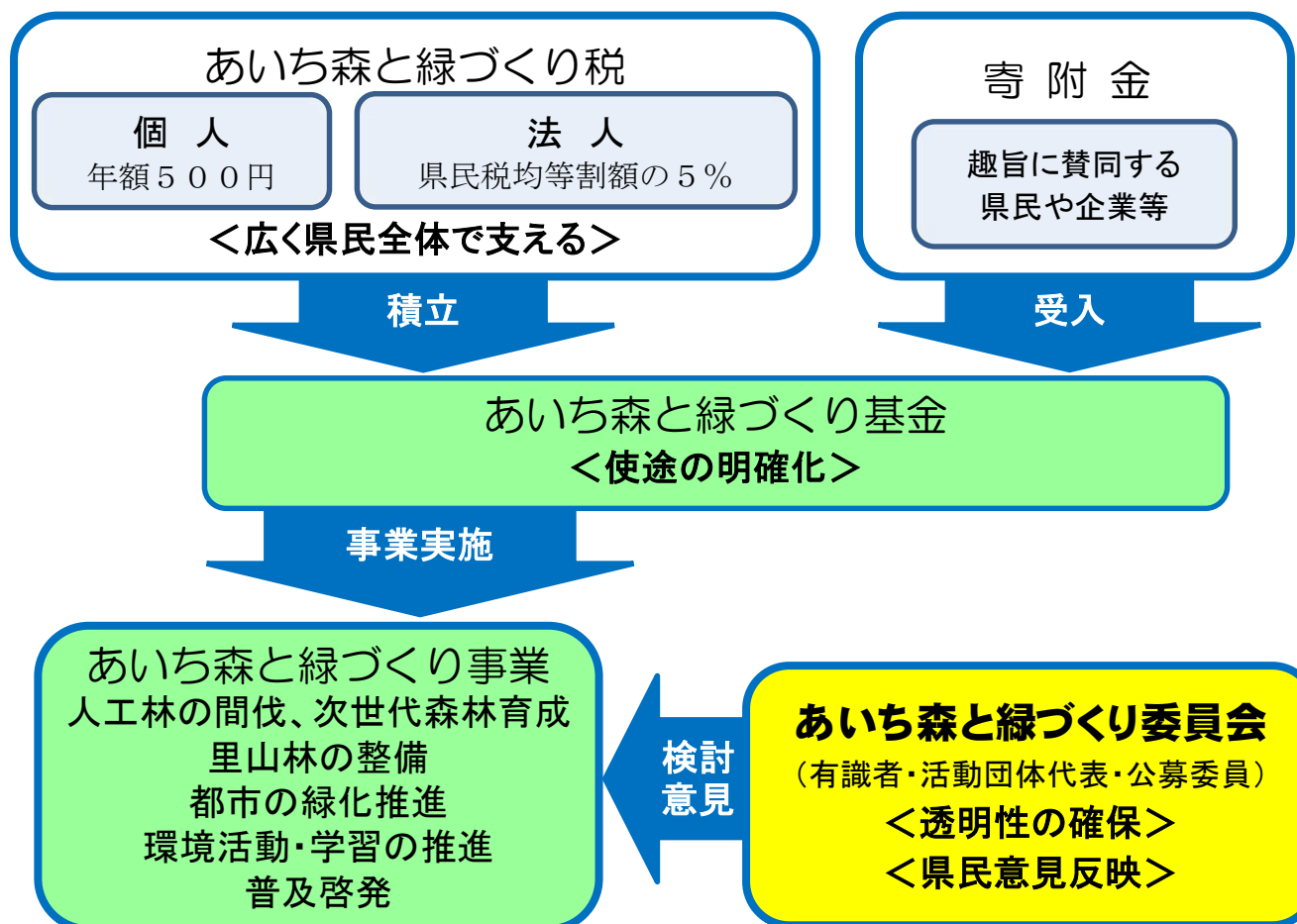
+

森と緑づくりのための新たな施策
あいち森と緑づくり事業を創設

山から街まで緑豊かな愛知の実現

森林、里山林、都市の緑をバランスよく整備・保全
健全な森と緑を将来へ引き継いでいく

（２）事業の仕組み



あいち森と緑づくり委員会

(設置目的)

- ・ あいち森と緑づくり事業の透明性の確保
- ・ あいち森と緑づくり基金の適正な運用
- ・ あいち森と緑づくり事業の効果的な推進

(所掌事務)

次の事項について意見を述べること

- ・ あいち森と緑づくり事業の計画に関すること
- ・ あいち森と緑づくり事業の進捗、実績の評価に関すること
- ・ その他、あいち森と緑づくり事業の推進に関すること

(委員の構成)

- ・ 10人以内で組織
- ・ 任期は2年

＜令和8年度スケジュール（案）＞

(委員会の開催)

- ・ 毎年度3回程度
- ・ 原則、公開で開催

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			○ 第1回				○ 第2回				○ 第3回

(3) 主な事業内容

総事業費 233 億円（10 年間）

分野	事業名	概要【全体事業量】
人工林整備 【農林基盤局】 (150 億円)	人工林整備事業（間伐）	人工林の間伐、特に防災効果の高い道路や河川沿い、集落周辺を重点的に実施【13,497ha（人工林整備促進支援事業100haを含む）】
	人工林整備促進支援事業	小面積森林の間伐を支援
	次世代森林育成事業	人工林の植え替えを支援【298ha】
里山林整備 【農林基盤局】 (8 億円)	提案型里山林整備事業	地域による里山林の保全・活用を支援【40箇所】
都市緑化推進 【都市・交通局】 (58 億円)	都市緑化推進事業	都市における緑地の保全・創出・活用や建物の緑化を支援【1,610件】 県民参加による緑づくり活動、体験学習や都市緑化の普及啓発を支援【1,200回】
環境活動・学習推進 【環境局】(6 億円)	環境活動・学習推進事業	環境保全活動や環境学習活動を支援【750件】 ビオトープの創出等を支援【70件】及びモニタリング調査の実施
普及啓発等 【農林基盤局】 (11 億円)	木の香る都市づくり事業等	木の香る都市づくりを支援【80件】 体感ツアーやイベントでの事業PR

2025 年度事業実績及び 2026 年度事業計画について

資料 2

事業	区分	事業概要	2026 年度予算 (2025 年度予算)	2025 年度 計画量	2025 年度 実績	2026 年度 計画量
人工林 整備事業	人工林の間伐	林業活動では整備が困難な人工林の間伐を県が主体となって行う。 中でも、防災・減災やライフライン確保の観点から、道路や人家への倒木、落枝や倒木による配電線の切断等の危険性が高く、早急に整備が必要な道路沿い・集落周辺や、流木対策のため間伐が必要と認められる河川沿いの森林の整備を重点的に実施する。	1,425,912 千円 (1,428,425 千円)	1,400 ha	842 ha (うち防災・減災 447ha)	1,400 ha
	人工林整備促進支援 (補助)	集約化が困難なことにより、手入れが遅れている小面積な人工林において行う間伐等に対して支援する。	15,050 千円 (11,869 千円)	20 ha	9 ha	20 ha
	次世代森林育成	森林が有する公益的機能を、将来にわたって持続的に発揮させるため、手入れ不足のまま高齢化したスギ・ヒノキ人工林の伐採・集材や皆伐後に行う花粉症対策苗木の植栽、植栽後の獣害対策及び保育に対して支援することにより、森林の若返りと花粉発生源対策を推進する。	149,539 千円 (144,272 千円)	47 ha	44 ha	47 ha
	少花粉ヒノキ採種園、 広葉樹採種園の造成等	花粉症対策苗木を安定的に供給するため、採種園等を整備し、種子等の増産を図る。	—	—	—	—
里山林 整備事業	提案型里山林整備	手入れが行き届かず、竹の繁茂や枯損木が多く、鬱蒼として人々に利用されにくくなった都市近郊の里山林の整備を行う市町村に対する支援を行うことで、地域住民や NPO 等が里山林を保全・活用し、快適な環境の形成や生物多様性の保全等の公益的機能を適切に発揮させるとともに、環境学習や保全活動の場として活用するなどの地域のニーズを支援する。	103,689 千円 (103,638 千円)	4 箇所	3 箇所(継続6箇所) 4.67 ha	4 箇所
	里山林保全活用 指導者養成講座	里山林の保全・活用に関する正しい知識や技能を習得した指導者等を養成する。		30 人	30 人	30 人
	地域活動団体 ネットワーク形成	里山林に関する多様な人材の交流を推進する。		1 回	1 回	1 回
都市緑化 推進事業	身近な緑づくり	市街化区域及びその周辺で既存樹林の保全及び環境改善、延焼防止などの機能を有する新たな緑地及び緑化施設を創出する。	575,571 千円 (593,363 千円)	4 箇所	3 箇所	2 箇所
	緑の街並み推進	市街化区域及びその周辺での民有地の建物や敷地の緑化、並びに既存民有樹林地の活用を進める。		160 件	114 件	161 件
	美しい並木道再生	沿道又は近隣に公共施設(駅・公園・役場等)を有する市町村道及び県管理道路の並木道を再生する。		15 箇所	17 箇所	15 箇所
	県民参加緑づくり	公有地において県民参加による樹林地整備、植栽、ピオトープづくりなどの緑化づくり活動、体験学習や都市緑化の普及啓発の実施や市民団体等の活動に講師を派遣する。		116 件	118 件	114 件
環境活動・ 学習等 推進事業	環境活動・学習推進	NPO 等が行う自発的な森と緑の保全活動や環境学習への交付金事業による支援や講習会及び活動発表・交流会を開催する。	59,115 千円 (60,942 千円)	75 件	101 件	75 件
	生態系ネットワーク 形成推進	生態系ネットワーク形成の取組への交付金事業による支援や生態系ネットワーク形成の取組の成果を「見える化」する生物多様性モニタリング調査を実施する。		7 件	8 件	7 件
普及啓発事業	木の香る都市づくり	県産木材を利用した多くの県民が利用する PR 効果の高い民間施設等の木造化、内装木質化、木製品導入へ支援する。	126,569 千円 (127,939 千円)	6 件	8 件	6 件
	全国植樹祭開催理念 継承イベント開催	森と緑づくりに対する理解を深めるイベントの開催や全国植樹祭の植樹用苗木のスクールステイを行う取組の継承事業を実施する。		イベント:2校 苗木のスクールステイ:3校	イベント:2校 苗木のスクールステイ:2校	イベント:2校 苗木のスクールステイ:1校
	森と緑づくり体感ツアー	森や緑の保全、活用の意義等についての普及啓発を実施する。 (森と緑づくり体感ツアー、PRパンフレットの作成・配布、各種イベントで取組のPR等)		体感ツアー 2コース1回:80 人	体感ツアー 1コース1回:59 人	体感ツアー 1コース1回:80 人
推進事務費		あいち森と緑づくり委員会の開催や市町村説明会の開催及び事業調整等を行う。		委員会開催:3回	委員会開催:4回	委員会開催:3回
全体事業費			2,455,445 千円 (2,470,448 千円)			

「あいち森と緑づくり事業計画」に関する進捗

事業	区分	10年間目標	1年目 2019年度	2年目 2020年度	3年目 2021年度	4年目 2022年度	5年目 2023年度	6年目 2024年度	7年目 2025年度	計 (進捗)
人工林整備事業	人工林の間伐	13,397 ha	1,199 ha	1,122 ha	1,291 ha	1,185 ha	960 ha	819 ha	842 ha	7,418 ha (55%)
	人工林整備促進支援 (補助)	100 ha		2024年度からの新規事業				9 ha	9 ha	18 ha (18%)
	次世代森林育成	298 ha	10 ha	13 ha	6 ha	11 ha	10 ha	17 ha	44 ha	111 ha (37%)
	少花粉ヒノキ採種園、 広葉樹採種園の造成等	2 棟 0.7 ha	—	2 棟 1.2 ha	—	—	—	—	—	2 棟 1.2 ha
里山林整備事業	提案型里山林整備	40 箇所	4 箇所 4.76 ha	3 箇所 (継続2箇所) 4.33 ha	4 箇所 (継続2箇所) 4.37 ha	2 箇所 (継続5箇所) 9.02 ha	2 箇所 (継続5箇所) 6.67 ha	6箇所 (継続4箇所) 4.83ha	3箇所 (継続6箇所) 4.67ha	24 箇所 (60%)
	里山林保全活用 指導者養成研修	300 人	33 人	19 人 ※新型コロナ影響 により1コース中止	27 人	27 人	27 人	26 人	30 人	189 人 (63%)
	地域活動団体 ネットワーク形成	10 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	7 回 (70%)
都市緑化推進事業	身近な緑づくり	60 箇所	8 箇所	7 箇所	4 箇所	6 箇所	4 箇所	5 箇所	3 箇所	37 箇所 (62%)
	緑の街並み推進	1,400 件	121 件	136 件	161 件	153 件	157 件	137 件	114 件	979 件 (70%)
	美しい並木道再生	150 箇所	11 箇所	15 箇所	15 箇所	18 箇所	14 箇所	16 箇所	17 箇所	106 箇所 (71%)
	県民参加緑づくり	1,200 件	118 件	124 件	144 件	107 件	104 件	112 件	118 件	827 件 (69%)
環境活動・ 学習等 推進事業	環境活動・学習推進	750 件	107 件	96 件	104 件	103 件	103 件	104 件	101 件	718 件 (96%)
	生態系ネットワーク 形成推進	70 件	7 件	8 件	8 件	7 件	8 件	8 件	8 件	54 件 (77%)
普及啓発事業	木の香る都市づくり	80 件	8 件	17 件	6 件	12 件	6 件	8 件	8 件	65 件 (81%)
	全国植樹祭開催理念 継承イベント開催	—	イベント:2校 苗木のスクールステイ:3校	イベント:2校 苗木のスクールステイ:2校	イベント:2校 苗木のスクールステイ:4校	イベント:2校 苗木のスクールステイ:3校	イベント:2校 苗木のスクールステイ:9校	イベント:2校 苗木のスクールステイ:7校	イベント:2校 苗木のスクールステイ:2校	イベント:14校 苗木のスクールステイ:30校
	森と緑づくり体感ツアー	—	2コース1回:60 人	1コース1回:40 人	1コース1回:38 人	1コース1回:39 人	2コース1回:49 人 シンポジウム:240 人	2コース1回:65 人	1コース1回:59 人	7 回: 350 人

1 人工林整備事業（間伐）

【概要】

林業活動では整備が困難な人工林の間伐を行っています。中でも、防災・減災やライフライン確保の観点から、道路や人家への倒木、落枝や倒木による配電線の切断等の危険性が高く、早急に整備が必要な道路沿い・集落周辺や、流木対策のため間伐が必要と認められる河川沿いの森林の整備を重点的に進めています。

【事業実績】

市町村	面積 (ha)	うち防災減災 (ha)	搬出量 (m ³)	主な保全対象
瀬戸市	3.02	3.02	28	県道 33 号
岡崎市	31.39	16.17	207	県道 35・477 号
幸田町	6.79	5.97	43	公共施設、林道
豊田市	308.36	155.41	541	国道 153・301 号、 県道 11・344・355・356・363・ 366・484・490 号
設楽町	121.89	104.03	1,971	県道 507 号、広域農道
東栄町	81.44	75.06	274	国道 473 号、県道 504 号
豊根村	45.64	15.02	912	県道 74・426 号
新城市	232.92	61.82	2,106	国道 151・257 号、 県道 363・436・439 号
豊橋市	8.64	8.64	0	一級河川神田川
豊川市	1.78	1.78	58	県道 334 号
合計	841.87	446.92	6,140	

【人工林整備事業の写真】



間伐前（瀬戸市）



間伐後（瀬戸市）



重機使用伐倒（豊田市）



間伐後（設楽町）

人工林整備促進支援事業について

【事業概要】

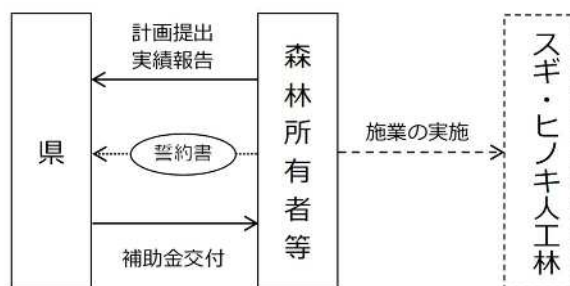
人工林整備事業は大規模で集約的に間伐を進めることができる一方で、集約化から取り残された森林の間伐が進まないことや、小規模林業経営体が大規模な間伐を請け負うことが難しいことが課題となっていました。

そこで、2024 年度から人工林整備促進支援事業という新たな事業を創設し、集約化が困難で手入れが遅れている森林の間伐を進めるとともに、将来的に大規模な人工林整備事業（工事）に参加できるような小規模林業経営体を育成することを目的として事業を進めています。

【事業内容】

事業対象地	主な内容
・ 森林法第 5 条森林 又は編入見込みの森林 ・ 面積 0.1～5.0ha ・ 森林経営計画認定を受けていない森林 等	・ 所有者調整 ・ 間伐 ・ 森林作業道、施業路整備

【事業の進め方】



【事業実績】

市町村	面積 (ha)	件数	林業 経営体数	搬出量 (m³)
豊田市	0.80	1	1	0
岡崎市	3.32	2	2	399
東栄町	3.20	1	1	313
新城市	1.89	2	2	126
合計	9.21	6	6	838



間伐後（岡崎市）

2 次世代森林育成事業

【概要】

森林が有する公益的機能を、将来にわたって持続的に発揮させるため、手入れ不足のまま高齢化したスギ・ヒノキ人工林の伐採・集材や主伐後に行う花粉症対策苗木の植栽、植栽後の獣害対策及び保育に対して支援することにより、森林の若返りと花粉発生源対策を推進します。

【事業実績】

○植栽 実施箇所数：28 箇所 面積：44.19ha

事業地	植栽面積 (ha)	獣害防止柵 延長(m)	植栽本数 (本)	植栽樹種
豊田市高野町	0.40	386	600	スギ
豊田市御内町	1.26	578	1,890	ヒノキ
豊田市花沢町	0.99	398	1,485	クヌギ
豊田市惣田町①	0.82	805	1,230	ヒノキ
豊田市惣田町②	1.03	655	1,545	ヒノキ
豊田市惣田町③	2.16	1,980	3,240	スギ、ヒノキ
豊田市惣田町④	1.19	718	1,785	ヒノキ
豊田市惣田町⑤	0.18	153	270	ヒノキ
豊田市五反田町①	0.38	402	570	ヒノキ
豊田市五反田町②	0.44	399	660	スギ、ヒノキ
豊田市大洞町	1.58	863	2,370	ヒノキ
設楽町神田①	3.45	1,003	5,175	コナラ
設楽町神田②	1.50	757	2,250	コナラ
設楽町神田③	0.76	483	1,140	コナラ、クヌギ
設楽町神田④	2.46	1,384	3,690	コナラ
設楽町神田⑤	2.11	1,055	3,165	コナラ
設楽町神田⑥	4.13	1,134	6,195	ヒノキ、コナラ
設楽町神田⑦	2.83	963	4,245	クヌギ
東栄町御園	2.01	1,277	2,550	スギ、ヒノキ、コナラ、クヌギ、ヤマモミジ、ウリハダカエデ
東栄町振草	3.60	1,034	5,400	コナラ

豊根村下黒川	1.13	526	1,695	スギ
豊根村三沢	2.80	817	4,200	スギ、ヒノキ
豊根村坂宇場	0.30	—	450	スギ
新城市八名井	0.15	179	405	クヌギ
新城市富栄①	2.81	988	4,215	コナラ
新城市富栄②	1.03	775	1,545	コナラ
新城市七郷一色	2.40	1,124	3,650	スギ、ヒノキ
新城市杉山	0.29	219	435	スギ、シラカシ
合計	44.19	21,055	66,050	

○伐採・集材 実施箇所数：20 箇所 面積：27.34ha

○下刈り 実施箇所数：13 箇所 面積：11.31ha

【次世代森林育成事業の写真】



植栽（豊田市惣田町）



下刈り（豊田市田折町）

【次世代森林育成事業の事例】

事業地：東栄町御園

97年生の高齢化したスギ・ヒノキ人工林において、主伐再造林を行った。
（面積：2.01ha、植栽：スギ・ヒノキ等 2,550 本）



事業地全景

3 提案型里山林整備事業

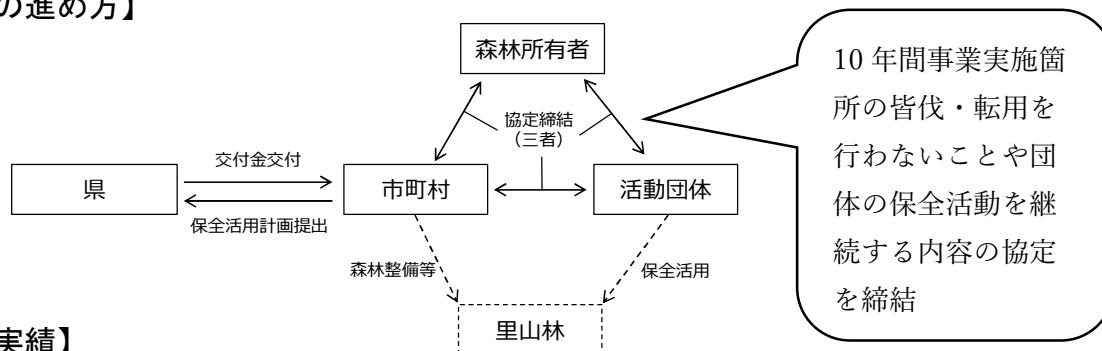
【概要】

手入れが行き届かず、竹の繁茂や枯損木が多く、鬱蒼として人々に利用されにくくなった都市近郊の里山林を地域住民や NPO 等が保全・活用する取組に対して支援し、快適な環境の形成や生物多様性の保全等の公益的機能を適切に発揮させるとともに、環境学習や環境活動の場として活用するなど、地域のニーズに応じていくことを目的に実施しています。

【事業内容】

事業対象地	内容
・集落周辺等の里山林等で長期間手入れのされていない森林（地域森林計画対象民有林） ・整備後、地域住民や NPO 等の活動団体による保全活用が計画されている里山林	・森林調査、測量 ・地域住民等では実施困難な森林整備 ・施設整備（管理道、作業小屋、森林整備機材等） ・上記に附帯する事業

【事業の進め方】



【事業実績】

市町村	実施面積 (ha)	主な整備内容 (地域活動団体)	事業年度
長久手市 富士浦	[1.38]	森林整備、資機材購入、倉庫の設置 (御旗山・里山整備の会)	R6～R7
長久手市 根嶽	1.90	森林整備 (NPO 法人雑木林物語)	R7～R8
日進市 三本木町	[0.89]	森林整備 (三本木神明社奉賛会)	R6～R7
春日井市 松本町	0.39	森林整備 (中部大学応用生物学部)	R7～R8
半田市 四方木町	[0.59]	森林整備、歩道整備 (秋葉神社(小板)の里山を守る会)	R6～R8
美浜町 上野間	1.52	森林整備、歩道整備 (上野間里山保全会)	R6～R8
豊田市 足助町	[1.24]	森林整備 (香嵐溪を愛する会、香嵐溪100年プロジェクト推進チーム)	R6～R8
豊田市 小渡町	[0.45]	森林整備、歩道整備 (おどの夢をかなえる会)	R6～R7
豊田市 山中町	0.86	森林整備 (山中町自治区)	R7～R8

() 書きは調査のみのため実績に含めず、[] 書きは前年度までに計上済。

【提案型里山林事業の写真】



神社の建物付近の伐採（日進市）



竹林の伐採と拡大防止（美浜町）



歩道の整備と看板設置（豊田市）



景観維持のための整備（豊田市）

【提案型里山林事業の事例】

事業箇所 長久手市富士浦

活動団体 御旗山・里山整備の会

活動内容 活動場所は長久手市の住宅街に所在し、一部が国指定史跡長久手古戦場に指定されている。地元住民がこれまでは整備してきたが、広葉樹が大きくなってきたり、竹林が拡大しており、維持管理することが困難になっていた。今回の提案型里山林整備事業により、不要木及び竹林の整備と資機材購入、倉庫の設置を行い、今後は地元が中心となって里山林の保全・活用を進めていく。



位置図



伐採前



伐採後



伐採前



伐採後



頂上周辺の伐採

4 里山林整備事業（里山林保全活用指導者養成研修）

【概要】

里山林保全活用の取組に多くの県民が興味を持ち、安全・安心に参加できるようにするため、里山林における活動を実践する能力を備えた指導者の育成及び里山林に関わる多様な人材の交流の推進が必要です。あいち海上の森センターでは、県民が身近な森林・里山林の保全や管理、活用に関する知識と技能を習得する「海上の森アカデミー」（3コース／年）を2017年度から開催し、人材の育成を図っています。また、2019年度から「海上の森 NPO・グループ活動発表ひろば・交流会」（1回／年）と称し、海上の森で活動する団体の1年間の活動報告や団体同士の交流を図る場を設けています。

【海上の森アカデミーの実施内容】

① 森の自然教育コース

実施内容 ネイチャーポジティブ（自然再興）を目指そうと活動する企業や各種ボランティア、個人などを対象に評価の方法などを習得する。（2025年度実績：全5回、10名修了）

第1回「森の健康診断をして間伐について学ぼう」、第2回「生物多様性ってどうやって測るの?」、第3回「自然共生サイトとは?」、第4回「足を運びたくなる里山林に整備しよう」、5回「企業の社会貢献活動に何が求められているか?」



第1回（森の健康診断）



第4回（遊歩道整備）

② 森女養成コース

実施内容 森林ボランティア等、何らかのかたちで森づくりに関わる女性（=森女（もりじょ））になるための基礎的な知識や技能を習得する。（2025年度実績：全6回、8名修了）

第1回「森の健康診断」、第2回「チェーンソーの使い方を学ぶ」、第3回「チェーンソー実践」、第4回「山の棚おろし」、第5回「足助きこり塾に行こう!」、第6回「まとめ」



第3回（チェーンソー実践）



第5回（伐採木の運搬）

③ 里山暮らしコース

実施内容 里山の資源を活用したモノづくりの実習を通して、里山の価値を認識してもらうとともに、現代における里山資源の活用や人と自然の共生する里山の暮らしについて考えを深める。（2025年度実績：全5回、12名修了）

第1回「山仕事 事始め」、第2回「やきもの①」、第3回「草木染め」、第4回「やきもの②」、第5回「やきもの③」、「ミライの里山の暮らしを考える」



第1回（山仕事 事始め）



第3回（草木染め）

【海上の森 NP0・グループ活動発表ひろば・交流会の実施内容】

実施内容 ①活動報告ポスター展示（展示期間：2026年2月21日～3月15日）

参加団体 7団体

②交流会（実施日：2026年3月7日）参加団体：9団体（計18名）



①活動報告ポスター展示



②交流会

5 都市緑化推進事業

【概要】

都市における樹林地の保全・創出を図る事業や、民有地の緑化、県民参加で実施する緑づくり活動や都市緑化の普及啓発活動などへの支援を図るための事業に要する経費を市町村等に交付する。

【事業実績】

事業名	計画事業量	実施実績	説明
身近な緑づくり事業	4 箇所	3 箇所 (3 市)	市街地の既存樹林を市町村が買い取り保全。市街地において新たな緑地の創出。
緑の街並み推進事業	160 件	114 件 (29 市町)	市街地の民有地において、まとまった規模での優良な緑化工事費の一部を助成し、民有地緑化を推進。
美しい並木道再生事業	15 箇所	17 箇所 (12 市)	都市の顔となる地区の道路において、美しい並木道を再生。
県民参加緑づくり事業	116 件	118 件 (31 市町)	公有地で行われる県民参加による緑づくりを推進。

【都市緑化推進事業の写真】



身近な緑づくり事業（大府市）



緑の街並み推進事業（春日井市）



美しい並木道再生事業（豊橋市）



県民参加緑づくり事業（みよし市）

【都市緑化推進事業の優良事例】

○ 緑の街並み推進事業

- ・ 事業名 : 空地緑化事業
- ・ 市町村名 : 蒲郡市
- ・ 敷地面積 : 387.43 m² (うち緑化面積 : 145 m²)
- ・ 緑化率 : 37.4%
- ・ 特徴 : 市街地における民有地の緑化を支援することにより、都市緑化を推進。緑を創出したことに加え、周辺住民への緑化に対する機運醸成にも寄与している。



緑化の様子①



緑化の様子②



緑化の様子③

○ 県民参加緑づくり事業

- ・ 事業名 : ランの道植栽会開催事業
- ・ 市町村名 : 東海市
- ・ 実施場所 : 東海市太田川駅東歩道ランの道
- ・ 特徴 : 東海市の玄関口である太田川駅前から連続する太田川駅東歩道において、ランの専門家指導のもと、県民参加による植栽会および都市緑化の普及啓発イベントを開催した。これにより、「ランのまち東海市」の魅力を生かした都市緑化の推進につながった。



専門家による指導の様子



植栽会の様子



都市緑化イベントの様子

6 環境活動・学習推進事業

【「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金」の概要】

「県民共有の財産」である森と緑を次世代に引き継いでいく必要があることから、環境活動・学習推進事業では、NPOやボランティア団体など多様な主体が行う自発的な森と緑の保全活動や、日常生活の中で次第に失われつつある森林とのふれあいなどを体験・学習する機会の提供を通じて森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成する環境学習について、交付金を交付して支援している。

(1) 交付対象事業実績

区分	名称	交付件数
環境保全活動	1 森・緑の育成活動事業 多様な生態系の保全やふれあいの場の創出など、健全な緑を保全・育成するための事業又は同取組を新たに立ち上げるために必要な事業	28
環境学習	2 水と緑の恵み体感事業 山・川・海のつながりや人を始めとした生物が享受している水と緑の恩恵を学ぶ事業	16
	3 森林生態系保全の学習事業 森林生態系の保全の大切さや手法を学ぶ事業	9
緑の教室	4 太陽・自然の恵み学習事業 地球温暖化対策等に役立つ緑の生育や木質バイオマスの利用等を通じて太陽や自然の恵みについて学ぶ事業	17
独自提案	5 独自提案による環境保全活動・環境学習事業 上記の1～4に該当しない創意工夫を凝らした独自の生物多様性に関連した環境保全活動及び環境学習事業	31
		101

(2) 交付対象団体

NPO、ボランティア団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、自治会、私立学校等（愛知県内に活動の拠点を置く、5人以上の団体）及び市町村

(3) 限度額

1団体当たり 110 万円（前年度から継続実施する団体は 80 万円、6年以上の団体は 70 万円）

(4) 実績

101 件 計 4,423 万 5 千円

【取組事例】

2 水と緑の恵み体感事業 【実施場所】江南市  水質、水棲生物の調査でドジョウなどを採取・観察した。採取した生物の生態や生物多様性の大切さを学んだ。	4 太陽・自然の恵み学習事業 【実施場所】日進市  緑のカーテンの公共施設への設置や、コンテストを通して、市民の地球温暖化への関心を高めることができた。	5 独自提案による 環境保全活動・環境学習事業 【実施場所】名古屋市  自然観察やバグハウス製作等を通じ、生物多様性や生き物との共生を体験的に学ぶ活動を実施した。
--	--	---

7 生態系ネットワーク形成推進事業

【「あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金」の概要】

県民、事業者、NPO、行政等の地域の様々な立場の人々が協働して、生き物の生息生育空間を保全・再生・創出し、地域の生態系ネットワークを形成する事業を支援する。

(1) 交付対象事業

交付対象事業		事業内容
ア	ビオトープ創出事業	水辺や樹林地など生きものの生息生育空間を新たに創出し、地域の生態系ネットワーク形成を進める事業
イ	ビオトープ維持・向上事業	既にある生きものの生息生育空間を整備し、質の維持・向上を図る活動により、地域の生態系ネットワーク形成を進める事業
ウ	調査事業	上記ア、イの実施にかかる生態系ネットワーク形成のための調査

(2) 交付対象団体

生態系ネットワークの形成を目的とする、NPO・ボランティア団体・農協・漁協・森林組合・自治会・大学・企業・市町村等の複数の団体から構成される団体

(3) 限度額

1件あたり 300 万円

(4) 実績

3 団体 計 7,199,610 円



植樹用地整備

(西三河生態系ネットワーク協議会)

生態系ネットワークの形成とは？

生態系ネットワークの形成とは、分断され孤立した自然を、生き物が移動・生息できるように緑地や生息に適した水辺を適切に配置することによってつなぎ、地域本来の生態系を保全し、再生していくことです

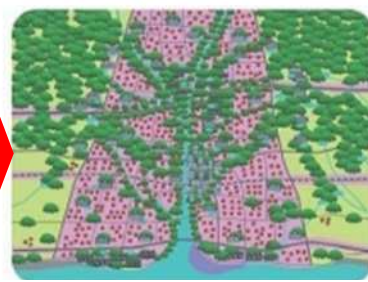
〈生態系ネットワークのイメージ〉



地域本来の生態系



開発により生態系が分断・孤立し、生育環境が危険な状態



緑地や水辺を適切に配置し、生態系の分断・孤立が解消された姿

8 普及啓発事業（木の香る都市づくり事業）

【概要】

愛知県では、スギ・ヒノキ人工林の多くが十分に成熟し、建築用材として利用期を迎えています。

また、木材は再生産可能な資源であることから、カーボンニュートラル社会に貢献できる材料として注目されています。

このようなことから、普及啓発事業（木の香る都市づくり事業）において県産木材の利用促進につながる工夫がみられ、そのPR効果が高い民間建築物等を対象に、木造化や内装木質化、木製品を導入する経費の一部を支援しています。

【事業実績】

施設名 ----- 建築主	用途 ----- 供用開始時期	所在	事業内容
NEUA MEIEKI ----- グリーンパワーバリュー株式会社	オフィスビル ----- 令和8年1月	名古屋市中村区椿町 2007 番	内装木質化
株式会社三光工務店 社屋 ----- 株式会社三光工務店	開放スペース・ 事務所 ----- 令和8年1月	一宮市浅井町東浅井字南ノ下 41 番 1	木造化
株式会社中村土木建設 社員寮 ----- 株式会社中村土木建設	共有スペース ----- 令和8年7月ごろ	東海市大田町浜新田 407	内装木質化
はばたきファミリークリニック （仮称） ----- かんべまさと 神戸勝世	診療所 ----- 令和8年9月ごろ	知多郡東浦町大字森岡字松原 84 番	木造化
エスツーアイ・ソリューションセン タービル別館（仮称） ----- エスツーアイ株式会社	オフィスビル ----- 令和8年7月ごろ	知多郡東浦町大字緒川字旭 2-3 ほか	木造化
風の森の郷 浴室・手洗い棟 ----- 株式会社風	宿泊施設 ----- 令和8年6月ごろ	知多郡美浜町大字布土字和田 6 番地 3	木造化 内装木質化
アスティ ASTY岡崎 ----- 名古屋ステーション開発株式会社	商業施設 ----- 令和8年6月ごろ	岡崎市羽根町字東荒子 130-1	木造化
サーラプラザ豊橋南 ----- サーラエナジー株式会社	展示室・事務所 ----- 令和7年10月	豊橋市向草間町字北新切 116 番 1 ほか	内装木質化

【木の香る都市づくり事業の写真】

〔内装木質化〕 NEUA MEIEKI（ノイア メイエキ）（名古屋市中村区）

＜外観＞



＜内観＞



【木の香る都市づくり事業の優良事例】

〔木造〕 ASTY（アスティ）岡崎（岡崎市）

地上3階、約54m×11mの木造と鉄骨造の混構造を採用している。

あいち認証材の桧を用いた大断面集成材で構成された木造架構が、駅を利用する人々の目に自然に入るデザインとなっている。

＜外観＞ 施設全景



＜外観＞ 集成材（あいち認証材）



9 全国植樹祭開催理念継承イベント開催事業

【概要】

第70回全国植樹祭の開催理念を将来にわたって継承し、「山村から都市まで緑豊かな愛知」をさらに推し進めていくために、次代を担う小中学生を始めとする県民に対し、身近な樹木を活用した木材利用や樹木の更新について学んでもらう取組を実施しています。

【事業内容】

(1) 学校などの樹木更新事業 2校

校内の大きくなり過ぎた樹木等を伐採し、その木材を有効活用するとともに、伐倒した樹木の後継として新たな苗木を植え育てる。

<尾張旭市白鳳小学校の事例>



〈伐採木（カイヅカイブキ）〉



〈樹木用名札に加工〉



〈植栽（ハナミズキ）〉

(2) 地域の樹木更新事業 1地域

愛知県植樹祭の開催市町村において、公園等で伐採対象となった樹木を活用して植樹祭で配布する木製品の製作やスクールステイ苗木の育成を行う。

<大府市（令和8年度愛知県植樹祭開催）>



〈挿し木苗づくり（ムクゲ）〉



〈伐採された樹木から作製したスマートフォンスタンド〉

10 普及啓発事業（体感ツアー等）

【概要】

あいち森と緑づくり事業を周知するため、森と緑の現状を県民に直接見て、体験していただき、森と緑づくりへの理解を一層深めていただくことを目的としたバスツアーの開催や、各種イベントにおけるPRを行っています。

【事業内容】

森と緑づくり体感ツアー

開催日 2025年10月25日（土）

参加数 59名

コース 名古屋駅⇒愛知県森林公園⇒あいち海上の森センター⇒名古屋駅

内 容 全国植樹祭6周年記念イベントのあいち森と緑づくり事業PRブースにおいて、工作体験を実施

海上の森センターにおいて、特定非営利活動法人「海上の森の会」の協力で海上の森の散策、丸太切り体験等を実施



あいち森と緑づくり事業ブース（尾張旭市）



丸太切り体験（瀬戸市）

【各種イベントにおけるPR】



SDGs・子どもユースフェアに
おけるPR（常滑市）



本庁舎公開イベントにおけるPR
（名古屋市）

4 今後のスケジュール(事業評価のスケジュール(案))

項 目	令和8年度(2026)				令和9年度(2027)				令和10年度(2028)			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
評価項目の検討		評価項目の作成・検討										
評価手法の検討		評価手法の作成・検討										
実績等のとりまとめ、分析			実績とりまとめ(R4～R8)									
アンケート調査の実施、 とりまとめ、分析			アンケートの 作成・検討		修正等	アンケート調査		修正等	印刷			
						とりまとめ・分析						
事業実績の評価・ 課題・今後の方向性の検討						市町村・関係者 ヒアリング						
						事業実績の評価 課題・今後の方向性 の検討						
評価報告書作成					報告書構成案 の検討		報告書案 の作成					
森と緑づくり委員会	委員改選 (第10期)	○ 第1回(7月) スケジュール	○ 第2回(11月) 評価項目・手 法	○ 第3回(3月) アンケート	○ 第1回(6月) 評価項目・ア ンケート	○ 第2回(9月) 構成案	○ 第3回(12月) 報告書案	○ 第4回(3月) 公表版・概 要版	委員改選 (第11期)	○ 第1回(7月)	○ 第2回(12 月)	○ 第3回(3 月)

あいち森と緑づくり税条例

平成二十年 三月二十五日条例第二号
 改 正 平成二〇年 七月 八日条例第三五号
 平成二十一年 三月三十一日条例第三〇号
 平成二十二年 七月 九日条例第二五号
 平成二十五年 十月十五日条例第五一号
 平成三〇年 十月十九日条例第四七号
 令和 二年 七月 七日条例第四二号
 令和 五年 十月二〇日条例第三三号

(目的)

第一条 この条例は、森林及び里山林の荒廃並びに都市の緑の喪失が進む中、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能がもたらす恩恵をすべての県民が享受していることにかんがみ、その公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり税として、愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例を定めることを目的とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成二十一年度から令和十年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の六の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成二十一年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の十四第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十二条の十四第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第二号）第三条第一項」とする。

(基金への積立て)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額を、あいち森と緑づくり基金（あいち森と緑づくり基金条例（平成二十年愛知県条例第五号）に基づくあいち森と緑づくり基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
 2 平成二十六年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に係る第二条の規定の適用については、同条中「第四十二条の六」とあるのは、「第四十二条の六及び附則第二十四条の五」とする。

附 則（平成二十年七月八日条例第三十五号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

一～三 （略）

四 （前略）第二条（中略）の規定 平成二十一年四月一日

五～七 （略）

附 則（平成二十一年三月三十一日条例第三十号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年七月九日条例第二十五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十月十五日条例第五十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年十月十九日条例第四十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年七月七日条例第四十二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中愛知県県税条例第十三条第一項の改正規定並びに第二条中あいち森と緑づくり税条例第二条の改正規定、同条例第三条第一項の改正規定（「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める部分に限る。）及び同条例附則第二項の改正規定 公布の日

二 （略）

（県民税に関する経過措置）

- 3 第一条の規定（附則第一項各号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の愛知県県税条例（以下「新条例」という。）及び第二条の規定による改正後のあいち森と緑づくり税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 4 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第一条の規定による改正前の愛知県県税条例（以下「旧条例」という。）及び第二条の規定による改正前のあいち森と緑づくり税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

附 則（令和五年十月二十日条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

あいち森と緑づくり基金条例

平成二十年三月二十五日条例第五号

（設置）

第一条 森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額の合計額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

一 あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第二号）第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額

二 前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額

（基金への繰入れ）

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、すべて基金に繰り入れなければならない。

（運用）

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

（繰替運用等）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、第一条に規定する施策のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。